

重 要

平成26年 4月22日

会員各位

JU静岡オートオークション
流通委員会
クレーム委員会

会員規約 一部追加のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年5月13日開催分オークションより、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

規約追加事項

第4章 クレーム 3. クレーム申立期間

遠隔地落札店（北海道全域・東北地方：青森、岩手、秋田、宮城、山形・中国地方：岡山、鳥取、島根、広島、山口・四国全県・九州・沖縄地方）の落札に於いて、クレーム申立期間延長の申告ができる。

その場合の申告期限は、オークション開催日を含めて5日以内（開催週の土曜日午後5時まで）とする。

延長期間は2日間とし、クレーム受付・申告期間は、オークション開催日を含めて7日以内（開催日翌週の月曜日午後5時まで）とする。